

G20 環境・気候大臣会合の結果を受けたコメント ～環境パートに関して～

サステイナビリティ統合センター

小野田真二

G20 環境・気候大臣会合における成果

2022年8月31日にインドネシアのバリで開催されたG20環境・気候大臣会合では、議長国インドネシアにより議長総括が取りまとめられた。本会合にはG20メンバーの他、招待国として、エジプト、カンボジア、オランダ、フィジー、シンガポール、スペイン、アラブ首長国連邦が参加した。

本会合の成果となる議長総括では、BOX1に示すように、環境パートに関しては、土地劣化と管理、湿地、生物多様性、水管理、資源効率と循環経済、海洋ごみとプラスチック汚染、自然関連財務開示タスクフォース(TNFD)など、多岐にわたる言及・合意が見られた。

BOX1:G20 環境・気候大臣会合議長総括の主なポイント

- ✓ 2030年までの土地劣化中立性を達成するための努力の拡大と、各国による自主的な土地劣化報告書の作成。〈パラ1〉
- ✓ 気候変動枠組条約(UNFCCC) COP26で発表された「森林・土地利用に関するグラスゴーリーダーズ宣言」に賛同したG20メンバーによる継続的な取り組み。〈パラ2〉
- ✓ 国連砂漠化条約(UNCCD) COP15での決定に沿った、包括的で持続可能な土地管理の促進。〈パラ3〉
- ✓ 泥炭地やマングローブを含む湿地が独自の生態系であり、気候変動の緩和と適応のみならず、多くの生態系サービスの提供において特に重要であることを認識。〈パラ4〉
- ✓ 持続可能な食料システム及び世界の食料安全保障を強化するための努力が、水資源、気候変動の緩和と適応、土地劣化、汚染軽減、及び生物多様性に関する我々の目標を達成するための措置と相互に協力して進むことを確保。〈パラ6〉
- ✓ 生物多様性の保護、保全、持続可能な利用及び回復を全ての政策において主流化することの重要性を強調。〈パラ9〉
- ✓ 生物多様性条約(CBD) COP15.2における2020年生物多様性枠組(GBF)の採択、及び各国に対し、国家生物多様性戦略及び行動計画を合わせた更新を奨励。〈パラ10〉
- ✓ すべての適切なレベルでの統合的水資源管理の重要性を認識。安全かつ清潔な飲料水及び衛生を確保する権利を、適切な生活水準に関する権利に由来する人権として想起。〈パラ13〉
- ✓ 持続可能な生産と消費を達成し、気候変動、生物多様性の損失、土地と水の劣化及び汚染への対処に貢献するために、資源効率と循環経済の重要性を強調。〈パラ19〉
- ✓ G20資源効率性対話の重要な役割を強調。2022年7月にG20資源効率化対話のポータルがさらに発展したことを歓迎。〈パラ22〉
- ✓ プラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある文書を作成するためにUNEA決議5/14によって設立された政府間交渉委員会(INC)への参加を含め、世界中のプラスチック汚染をなくすための最大限の努力をすることにコミット。〈パラ26〉
- ✓ 国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ)の保全及び持続可能な利用に関する国連海洋法条約(UNCLOS)の下での国際的な法的拘束力を有する文書について、野心的でバランスのとれた合意達成を参加代表団に呼びかけ。〈パラ28〉

- ✓ TNFDの重要な作業を認識。市場参加者がTNFDの枠組みに関与することを求め、その開発を支援することを約束。(パラ 31)
- ✓ 経済全体を誰一人取り残さない持続可能性の高い方向に導くために、企業や消費者の行動変革を促す有効な手段として、財政政策が果たしうる役割を強調。(パラ 35)

一方で、成果文書が大臣の共同宣言(コミュニケ)ではなく議長総括となったのは、G20メンバー間で合意に至らなかった要素があるからに他ならない。その手掛かりを、今年のG7環境大臣会合や昨年のイタリア・ナポリにおけるG20環境大臣会合での合意内容との比較を交えて探っていく。

共同宣言が出せなかったG20

まず議長総括の第1部で述べられているウクライナ情勢であるが、ロシアを非難するG20メンバーもいれば、地政学的問題を議論するのは適切でないとするメンバーも存在すると記載された。またウクライナでの戦争ではなく、ウクライナを含む世界各地の紛争が環境問題や持続可能な開発目標の達成に悪影響を及ぼすとしており、ロシアに対して「最も強い言葉で非難する」としたG7とは全く異なるG20の多様な立場が見て取れる。

議長総括の構成自体もG7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ(以下、G7コミュニケ)と比べて特徴的であった。今回の議長総括では、第2部が環境パート、第3部が気候パートになるのだが、G7コミュニケで見られた共同行動のパートが設けられていない。環境と気候の合同大臣会合として開催されたにもかかわらず、生物多様性損失や汚染、土地劣化、海洋保護といった環境問題と気候変動問題への対処について、シナジー(相乗効果)を高めることの重要性を訴える機会を逃したことになる。つまりこの点もG7以外のG20メンバーが懸念を示した結果と考えられる。

懸念点は各国個別具体的であるものの、考えられる理由の一つに、G7コミュニケの共同行動パートに記載された「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム(IPBES)、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)、その他の関連する国際科学・政策パネルに対する協力強化の要請」「自然を活用した解決策(NbS)の実施強化」「海洋ガバナンスの強化」「ワンヘルスアプローチへの貢献」「人権の強化」などは、一部のメンバーの間で国の優先課題や経済発展の足枷になると捉えられた可能性がある。

ポスト2020生物多様性枠組(GBF)に進展なし

今後の国際動向を占う意味では、ポスト2020生物多様性枠組(GBF)に関連する文言にも注目すべきである。議長総括の10段目にCBD COP15.2におけるGBFの最終化・採択の奨励が記載されている。GBFで主要な目標として検討されている「30by30」(サーティ・バイ・サーティ)については、一部のG20メンバー(つまりG7メンバー)が自発的にコミットしており、他の国に同様に野心的なコミットメントを行うことを奨励する内容となっており、一見合意があったもののように読める。しかしこの箇所の文言は、昨年のイタリア・ナポリでのG20環境コミュニケと全く同じものであり、今年の交渉で進展が見られなかったことを表している。この他、G7コミュニケでは、生物多様性に関する野心と実施状況のグローバル・ストックテイク、野心と実施を高

める段階的引き上げメカニズムへの支持について言及しており、これらの諸点は CBD COP15.2 でも大きな対立点となる可能性がある。

2023年G7議長国日本のリーダーシップ

近年のG7及びG20における環境関連の議論を眺めると、異なる環境問題に同時に対処する統合的アプローチの重要性と、食料システムや海洋ガバナンス、人権といった従来は環境問題の外にあった分野の重要性が増している。つまりはサイロからの脱却とシナジーの向上、及びそのための各セクター・各ステークホルダーとの協力が求められている。日本が議長となる来年のG7において、このあたりをいかに取り扱い、リーダーシップを発揮できるかが成功の鍵となるのではないだろうか。

<参考資料>

- G20 Chair's Summary, Joint Environment and Climate Ministers' Meeting, (August 31, 2022)
- G7 Climate, Energy and Environment Ministers' Communiqué, (27 May 2022)
- G20 Environment Communiqué, (July 22, 2021)

2022 年 9 月発行

公益財団法人 地球環境戦略研究機関(IGES)

〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口 2108-11

Tel: 046-855-3700 / Fax: 046-855-3709

E-mail: ce-info@iges.or.jp

URL: <http://www.iges.or.jp/>

この出版物の内容は執筆者の見解であり、
IGES の見解を述べたものではありません。

IGES は、アジア太平洋地域における持続可能な開発の実現を目指し、実践的かつ革新的な 政策研究を行う国際研究機関です。

Copyright© 2021 Institute for Global Environmental Strategies.